

[参考] 広域観光周遊ルート形成促進事業及び既認定の計画

広域観光周遊ルート形成促進事業

○外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の広域観光周遊ルートを認定し、関係省庁の施策を集中投入するとともに、地域が推進する取組をパッケージで支援し、海外に強力に発信。

これまでの状況

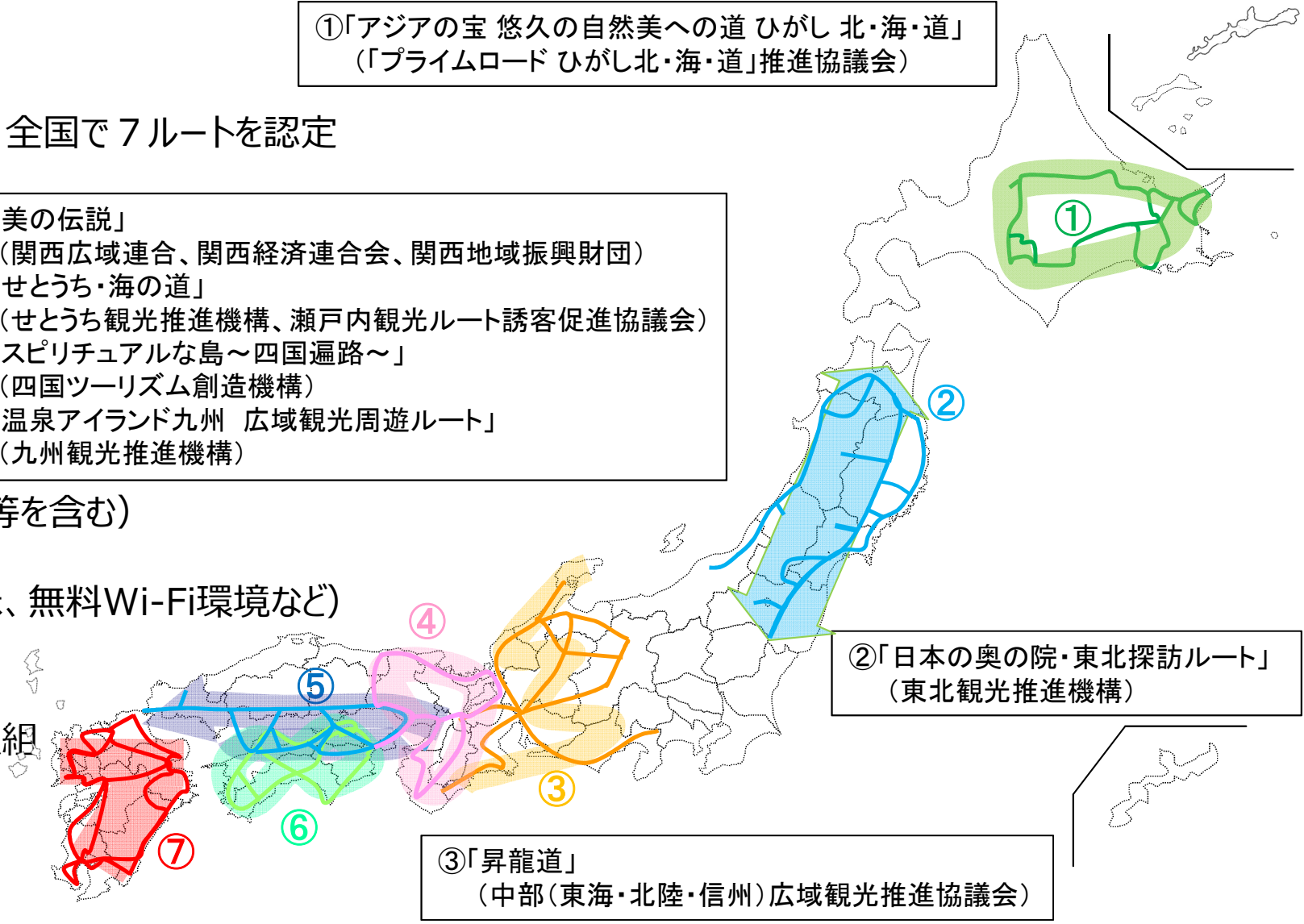
①「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」
(「プライムロード ひがし北・海・道」推進協議会)

平成27年6月12日に、全国で7ルートを認定

各ルートでの取組例

- ④「美の伝説」
(関西広域連合、関西経済連合会、関西地域振興財団)
- ⑤「せとうち・海の道」
(せとうち観光推進機構、瀬戸内観光ルート誘客促進協議会)
- ⑥「スピリチュアルな島～四国遍路～」
(四国ツーリズム創造機構)
- ⑦「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」
(九州観光推進機構)

- ・マーケティング調査
- ・計画策定 (専門家の招へい等を含む)
- ・観光資源の磨き上げ
- ・受入環境整備 (多言語表示、無料Wi-Fi環境など)
- ・海外プロモーションの実施
- ・広域周遊ツアーの企画・販売
- ・その他広域での地域共通の取組等



②「日本の奥の院・東北探訪ルート」
(東北観光推進機構)

③「昇龍道」
(中部(東海・北陸・信州)広域観光推進協議会)